JR東海労幹関西地「申」第7号 2024年1月19日

東海旅客鉄道株式会社 新幹線鉄道事業本部関西支社 支社長 臼井 俊一 殿

> JR東海労働組合新幹線関西地方本部 執行委員長 笹田 伸治

「大阪第一・第二運輸所ダイヤ改正(行路・交番)」に関する申し入れ

1月11日、会社は、次期ダイヤ改正における「行路・交番他」を提示した。 この間、東海労は乗務員・乗客の生命と安全を第一に考えて会社に対して要求をして きた。

しかし、次期ダイヤ改正における「行路・交番」を検証した結果、乗務員の労働強化から安全健康が確保されていない内容となっているため、以下のとおり申し入れる。 よって早急に団体交渉の場を設定すること。

記

1. 勤務指定について

- ①小交番制を廃止し、大交番制とすること。
- ②交番順序「乗組、予備、乗組、予備、予備、予備」の6か月パターンを「乗組、予備、 乗組、予備、乗組、予備」とすること。
- ③各乗務員の交番順序(6か月パターン)を2月末までには明らかにすること。
- ④交番順序表における「又は休」指定行路について全ての指定を廃止し、解除すること。

2. 準備報告時間について

- ①車掌、運転士における準備報告時間の作成基準を明らかにすこと。
- ②臨行路における案内カードは会社が責任を持って作成すること。

3. 行路について

- ①運転士臨行路のW行路における大一両への入出庫担当を廃止すること。
- ②イ. 大一運: B 3 1 9 行路(新横浜拍行路)の本線留置(1927A)になった時の着後の付加時間8分とすること。
 - ロ. 上記手歯止め装着時、点呼に遅れる時は指令より関係個所に連絡し、運転士からの 自所当直への連絡は、省略すること。
- ③東京段落ち時間を2時間以内で作成すること。

大一運:MTB301行路、302行路

大二運 MTB401行路、403行路

- ④食事時間については、充分な時間を確保すること。労働外時間として30分以上を確保すること。
 - イ. 大一運: MTB312行路、MTB314行路
 - 口. 大二運: B 4 1 2 行路、MT B 4 1 8 行路
- ⑤運転士交番の居流し行路を泊行路と差し替えること。
- ⑥AB廻しの折り返し時分を、可動柵の閉扉確認時間を考慮し15分以上とすること。

4. その他

- ①「季節列車」の本数と列車番号を明らかにすること。
- ②乗務員の一日の基準労働時間を、7時間から6時間45分に変更すること。
- ③概算統合による作業競合と移動時間増のため車掌の準備報告時間を増やすこと。
- ④「予備待機者」の勤務は、前月25日の勤務指定表で指定すること。出勤予備の具体 的勤務種別を指定すること。
- ⑤大一運、大二運の車掌長、車掌、運転士それぞれの基準人員を明らかにすること。
- ⑥3月ダイヤ改正時の乗務員数を明らかにすること。
- ⑦定例訓練の待ち時間は1時間以内とすること。また、待ち時間を労働時間とすること。
- ⑧規程類等の訂正にかかる時間と、乗務員の申告による超勤申請についてはこれを認め、 労働時間とすること。
- ⑨専任社員専用の行路を作成すること。
- ⑩専任社員の予備月はマイナス (時短) 行路を充当すること。)

以上